

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	排除の停止又は制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (排除の停止又は制限)</p> <p>第 13 条 町長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が管理上必要があると認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 15 条、第 16 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、別表第 1、別表第 2 美郷町下水道条例施行規則第 16 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 15 条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。</p> <p>3 使用料は、毎使用月の終日の翌日から起算して 30 日以内に納入しなければならない。</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、町長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要と認めたときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要があると認めたときに行う。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 16 条 使用料の額は、毎使用月において、別表第 1 及び別表第 2 に定めるところにより算出した合計額とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知するための計測装置 (以下「メーター」という。) を取り付けることとする。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用し、メーターを設置することができないときは、使</p>

用者の使用の態様を考慮して町長が認定する。

(4) 水道水と水道水以外の水を使用した場合は、水道水については第1号の規定により、水道水以外の水については、第2号又は第3号の規定により、それぞれ算出した量とする。

(5) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(6) 第1号から第4号までの規定にかかわらず町長は、使用者の申告により現に使用する水量と第1号から第4号までに定めるところにより算定した水量が著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査して、その使用者の排除汚水量を認定することができる。

### 3 略

4 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始、休止、廃止、又は再開したときも、当該使用月の使用料は、一使用月として算定する。

別表第1、別表第2 略

### ○美郷町下水道条例施行規則

(排除汚水量の認定基準)

第16条 条例第16条第2項に規定する水道水以外の使用水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) メーターを設置している場合は、当該メーターにより測定した使用水量とする。

(2) メーターを設置していない場合で一般家庭用として使用する者は、当該世帯において届け出している下水道使用者の人数又は住民基本台帳に基づいて記載されている人数1人につき、1か月の使用水量を7.5立方メートルとする。

2 条例第16条第2項第5号の申告書は、下水道排除汚水認定特例申告書(様式第17号)とする。

参 考 資 料

聴 聞 ・ 弁 明 手 続

適用除外

備 考

設 定 日

平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 18 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 18 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (改善命令)</p> <p>第 18 条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 21 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 21 条第 2 項 美郷町道路占用料徴収条例第 2 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (占用) 第 21 条 略</p> <p>2 町は、前項の許可を受けた者から美郷町道路占用料徴収条例 (平成 16 年美郷町条例第 138 号) に掲げる占用料を徴収する。</p> <p>○美郷町道路占用料徴収条例 (占用料) 第 2 条 占用料の額は、別表による。</p> <p>2 別表に定めるところにより計算して得た 1 件の占用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、別表に定める金額に当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に 1.08 を乗じて得た額とする。ただし、その額が 100 円未満の場合にあっては、100 円とする。</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 25 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 25 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (手数料)</p> <p>第 25 条 町は、指定工事店の指定申請者から、1 件につき 2 万円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>3 既納の手数料は、返還しない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料の徴収 (諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 26 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 26 条第 3 項 美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (使用料等の督促) 第 26 条 略 2 略 3 督促状を発行した場合の督促手数料は、美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (平成 16 年美郷町条例第 64 号) の規定を準用する。</p> <p>○美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (督促手数料) 第 4 条 前条の規定により督促状を發したときは、督促手数料を徴収する。 2 前項の督促手数料の額は、督促状 1 通について 100 円とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収（諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 1 項 準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 26 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 26 条第 3 項 美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 （使用料等の督促） 第 26 条 略 2 略 3 督促状を発行した場合の督促手数料は、美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成 16 年美郷町条例第 64 号）の規定を準用する。</p> <p>○美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 （延滞金） 第 5 条 諸収入金をその納期限後に納付する者は、当該諸収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該諸収入金額が 100 円以上であるときは、100 円（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年 14.6 パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日



不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例第 29 条、第 30 条、第 31 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例第 29 条、第 30 条、第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例 (罰則)</p> <p>第 29 条 次に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 5 条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者</p> <p>(2) 第 6 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第 7 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第 8 条又は第 10 条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第 12 条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第 17 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第 18 条の規定による命令に違反した者</p> <p>(8) 第 24 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(9) 第 5 条第 1 項、第 19 条の規定による申請書又は図書、第 5 条第 2 項本文、第 12 条、第 14 条の規定による届出書、第 16 条第 2 項第 5 号の規定による申告書又は第 17 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第 30 条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日